

陸奥国  
踏白瀬河村郡  
箭内家文書目録

(その二)

## 陸奥国白河郡踏瀬村箭内家文書目録（その二） 解題

### 文書の伝来と本目録の作成方針

本目録は、『史料館所蔵史料目録第五十四集 陸奥国白河郡踏瀬村箭内家文書目録（その二）』（平成三年三月発行、以下『目録（その二）』と略称）の続編である。

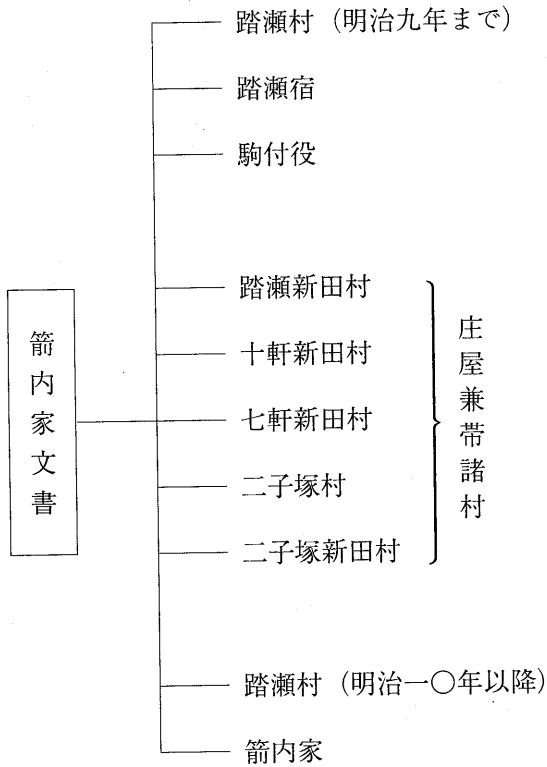
箭内家文書は、陸奥国（磐城国）白河（白川）郡踏瀬村（現福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬）箭内家の原蔵にかかる文書群で、平成二（一九九〇）年度に現当主の箭内健次氏（東京都在住）から当館に寄贈されたものである。

本文書は、既に『泉崎村史』編纂の過程で整理がなされており、その成果は『泉崎村史文書目録編第三集』（泉崎村教育委員会、昭和五二年、以下『村史目録』と略称）に収録されて刊行されている。『村史目録』は、同文書を、支配、村、土地、人口、租税、交通、産業、酒造、駒付、治安・訴訟、宗教、凶災・救恤、金融・貸借、教育・学芸、学校、習俗、家の各主題項目別に分類しており、『目録（その二）』には、そのうち支配、村、土地、人口、租税、宗教、凶災・救恤の各項目の史料約二千点を収載した。本目録には、残りの各項目の史料及び『村史目録』に収録されていない史料を収めた。本目録の刊行により、箭内家文書の目録化は一応完了した。

『村史目録』の文書番号は各項目ごとの通し番号であるが、当館では文書番号は史料群ごとの通し番号にしている。そこで、箭内家文書についても当館の方式に従って文書番号を改めたので、本目録収載分の文書について、『村史目録』の文書番号と本目録の文書番号との対照表を掲げた。

箭内家文書の整理にあたっては、文書群の内部構造の復元に努めた。その結果、箭内家文書は図に示したような内部構造をもつことが判明し

図 箭内家文書の内部構造



た。そして、『目録(その一)』には、踏瀬村(明治九年まで)、踏瀬新田村、十軒新田村、七軒新田村、二子塚村、二子塚新田村、踏瀬村(明治一〇年以降)の各項を収載し、本目録には、主として踏瀬宿、駒付役、箭内家の各項を収載した。しかし、『目録(その一)』を出した段階では文書群全体の整理が済んでおらず、その後の整理の過程で本来ならば『目録(その二)』所収の各項に収めるべき史料が後から出てきてしまった。そのため、本目録は、踏瀬宿、駒付役、箭内家の各項を中心としつつも、一方では『目録(その二)』の収載漏れ史料をも併せ載せるといふ体裁の悪い形になってしまったことをお詫びしたい。

表 『村史目録』と本目録の文書番号対照表

『村史目録』の 文書番号	本目録の 文書番号	『村史目録』の 文書番号	本目録の 文書番号
なし	1319	教育・学芸 1	2402
	}	}	}
	1321	〃 80	2481
宗教 19	1322	学 校 1	2482
〃 20	1323	}	}
交 通 1	1324	〃 71	2552
}	}	習 俗 1	2553
〃 441	1764	}	}
産 業 1	1765	〃 20	2572
}	}	家 1	2573
〃 50	1814	}	}
酒 造 1	1815	〃 153	2725
}	}	村 1	2726
〃 90	1904	}	}
駒 付 1	1905	〃 3	2728
}	}	〃 5	2729
〃 176	2080	〃 6	2730
治安・訴訟 1	2081	〃 9	2731
}	}	}	}
〃 90	2170	〃 13	2735
金融・貸借 1	2171	〃 20	2736
}	}	支 配 55	2737
〃 231	2401	}	}
		〃 57	2739
		租税514-1、2	2740-1、2

そこで、箭内家文書の内部構造にもとづいた項目編成の全体像を次に示しておこう。

踏瀬村（明治九年まで）

土地

検地帳・名寄帳、土地書上、割地、荒地、起返地、新田開発、林野、溜池

年貢諸役・村入用

植付・刈取、内見、定免、年貢割付状、年貢金割賦帳、年貢金取立帳、年貢金請取、年貢取立帳、年貢勘定帳、欠米勘定帳、年貢算用、年貢皆済目録、安石代、諸役、村入用・郡金・郡中入用、郡金・郡中入用等請取、差出金・上納金

支配

領主役人名、御用留・諸願留、触・達・規則、請書、願書、兵賦、五人組帳前書、有穀調、救恤、積石・積金、慈幼錢

村政

村況、村役人、出勤、寄合、文書授受、請書、墓地、死亡・埋葬、行倒人、村政諸事、村々書上、村借、若者組・芝居、他村関係

戸口

宗門人別改帳、人別書上、転出入

寺社

慈眼寺、熊野社、村内諸寺社、念仏、村外諸寺社

踏瀬小学

庄屋兼帯諸村

踏瀬新田村

土地

年貢諸役・村入用

定免、年貢割付状、年貢勘定、年貢皆済目録、郡金・郡中入用等請取

村政

救恤

十軒新田村

土地

土地書上・地租改正、林、溜池

年貢諸役・村入用

作柄、定免、年貢割付状、年貢割賦帳、年貢取立帳、年貢勘定帳、年貢請取、年貢皆済目録、村入用帳、郡金・郡中入用等請取、上納金、

人足

村政

戸口

救恤

引継文書

七軒新田村

土地

年貢諸役・村入用

作柄、定免、年貢割付状、年貢割賦帳、年貢取立帳、年貢勘定帳、年貢請取、年貢皆済目録、村入用帳、郡金・郡中入用等請取

村政

戸口

救恤

引継文書

二子塚村

土地

年貢諸役・村入用

年貢、夫錢、郡金・郡中入用等請取、上納金・返納金

村政諸事

二子塚新田村

村況

郡金・郡中入用等請取

踏瀬村(明治一〇年以降)

土地

地租改正、土地取調・書上、官有地・公有地・村有地

租税・村費

支配

御用留、通達・規則、徴兵、巡幸

村政

寄合、役職、選挙、議会、村政諸事、戸籍、戸口、墓地・埋葬

寺社

踏瀬小学

踏瀬宿

宿勤

往還御用留、先触、御先触留帳、日ノ帳、願書、議定書、吉五郎一件、宿勤諸事

助郷

人馬割出帳、議定書、昇役、加助郷・増助郷、助郷諸事

触・達等

他宿

駒付役

役儀

駒御用留

駒改

当歳駒、式歳駒

羅駒

御羅駒相調書上帳、御羅駒代金取立帳、御羅駒代金渡方并分金取立帳、御羅駒代金相調書上帳、羅駒諸事



種 駒

駒付役諸事

箭 内 家

由緒・格式

酒 造

金錢出入

金錢貸借、借用証文、年賦証文、酒造關係金子借用、無尽、金錢出入

土 地

地券、小作、土地關係諸事

郵便馬車会社

内国通運会社

積金同盟会

踏瀨信用購買販売組合

奉公人・職人

給金帳、奉公人・職人關係諸事

生 活

冠婚葬祭・見舞・音信贈答、普請、信仰・旅

蔵 書

書籍等、絵図・地図、雜誌

教育・教養・文化

情報

箭内家関係諸事

用状等

以上の項目のうち、傍線を引いた項目は『目録(その一)』にのみ収められたものであり、網掛けで示した項目は『目録(その一)』と目録の双方に収められたもの、それ以外の項目は本目録にのみ収められたものである。

また、箭内家文書のなかには、複数の項目にまたがる文書がかなりある。それについては※マークをつけて重出したが、すべてを重出すると目録が非常に繁雑になるので、踏瀬村(明治九年まで)と庄屋兼帯諸村の双方に関わる文書は\*マークをつけて踏瀬村の項にのみ収めた。したがって、庄屋兼帯諸村に関わる文書については、当該村の項だけでなく、踏瀬村(明治九年まで)の項の\*マークのついた文書をも参照されたい。また、本目録中で「踏瀬村外三ヶ村」と表記されている場合、「外三ヶ村」とは踏瀬新田村、十軒新田村、七軒新田村の三ヶ村である。

そのほか、箭内名左衛門が明治一二(一八七九)年以降太田川村の戸長を勤めたことにより伝存した文書(つまり、踏瀬村には関係なく太田川村にのみ関係する文書)がごくわずかだが存在する。こうした文書は、厳密に考えれば「太田川村」という大項目を設けてそこに配するべきであるが、点数が少ないため便宜上踏瀬村(明治一〇年以降)のなかに含め、○マークをつけてそれとわかるようにした。

## 箭内家文書の内部構造

### 1 踏瀬宿

踏瀬村は、同時に奥州道中の宿駅、すなわち踏瀬宿でもあった。もともと、白河以南が五街道の一として道中奉行支配であったのに対し、白河より北、三厩（みんまや）までは勘定奉行の管轄で脇往還的存在であった。白河以北の宿駅をあげれば、根田（ねだ）―小田川（こたがわ）―太（大）田川（おおたがわ）―踏瀬―大和久（おおわく）―中畑新田（なかはたしんでん）―矢吹（やぶき）―久来石（きゅうらいし）―笠石（かさいし）―須賀川（すかがわ）と続き、その先に郡山がある。

踏瀬宿は、慶長年間に西方にあった旧地から民家を引移して成立したもようである。村絵図には当時の家並の西方、端郷二本栗へ向かう途中に古踏瀬という地名が見える（文書番号二九九三―一）。踏瀬宿には本陣はなく、地子免許も与えられていなかった。人家は、端郷（二本栗、瀧原）の数軒を除いて街道沿いに整然と並び、家並の中央に高札場、大和久寄りの村境に一里塚があった。踏瀬宿は踏瀬町と呼ばれることはなかったものの、村内の小字には、町頭畑、町尻畑、町浦畑、町尻田などがみられる（二九九二―一）。

人馬継立は、隣接する踏瀬、小田川、太田川、大和久の四宿が一組になり、一〇日交替で行っていた。すなわち、毎月一日から一〇日までは踏瀬、一一日から二〇日までは小田川、二一日から晦日までは太田川、大和久が継立を担当した。踏瀬宿の継立先は、上りは根田宿（但し大名通行の際は白河宿まで）、下りは矢吹宿であった。宿に常備の人馬数は、嘉永四（二八五二）年の史料（二二二六）によれば、文化七（一八一〇）年以降一日に人足一〇人、馬一五疋、文政二（二八一九）年以降二五人、二五疋、そのうち七人、五疋は非常の備えに困いおき、残る一人、二〇疋で日々の継立を行い、弘化三（一八四六）年には二〇人、二〇疋、うち五人、五疋を非常に困いおき、一五人、一五疋ずつ日々継立て、

弘化四年以降二五人、二五疋、うち七人、五疋を非常用に囲いおき、一八人、二〇疋ずつ日々継立て、以上の人馬を上回る分については助郷人馬を用いていたが、これらの宿常備人馬数は幕府が定めたものではなく、宿と助郷の相対によって決められたものであったため、時々宿・助郷間の争論が起こった。

踏瀬宿の助郷村は時期によって若干の変動があるが、延享四（一七四七）年には上新城、中新城、下新城、町屋、増見、大谷地、泉田、大和田、北平山、関和久、松倉、二子塚、河原田、吉岡、沢井、中畑、堤、松崎、明岡、中野目、河辺、吉の各村が定助郷となり、安永七（一七七八）年には曲木、蒜生、小高、吉の四ヶ村が大助郷になった（二四八三）。嘉永七（二八五四）年の史料では、定助郷に根田、新小萱両村が加わり、河辺（川部）村が上、中、下の三ヶ村に別れて、全二六ヶ村となっている。また、石川郡浅川町など三四ヶ村が加助郷に指定され、その他に増助郷や当分助郷もおかれた（一四五二、一四五六一二）。踏瀬宿には、宿役人として問屋、検断、帳付、馬差があり、箭内家は問屋、検断を世襲していた。検断は奥州道中の宿駅におかれた役職で、他宿の事例をみると、須賀川宿では訴訟・街道取締などの事務をおこない（『須賀川市史』近世）、郡山宿では「検断の任務は、人別帳欠落、生育などの人口、町人の奉公人雇い・祭礼・興行・夜廻り・町医・病人のほかに大名の休止や・泊・人足馬代金・駄馬などで、いずれも町年寄の職責の上位にあった」（『郡山市史』三 近世下、二〇四ページ）、「特に検断は、（中略）藩の商業政策である商品の領外移出（商物）や商人の宿駅出入の取締り、物価や賃銭、藩の商人鑑札下付（財政収入とする課税徴収）を取扱った」（同前）とされているが、踏瀬宿では箭内家が一貫して庄屋、問屋と検断を兼ねており、検断の固有の職務内容を抽出することはできない。

## 2 駒付役

現福島県南部は三春駒に代表される馬の産地であり、各地で馬市が開かれた。馬市では、領主が必要な馬を優先的に買い上げ、残りの馬は羅にかけられて、領主はその代金に対して一定の割合の運上金（分金）を課した。駒付役とは、領主に任命されて、この羅駒を管理し、また当歳駒や式歳駒の改めを行い、さらに村々に種駒を貸付けたり、駒代金（馬の購入代金）を貸付けて元利を取立てたりする役職であった。

箭内家が駒付役になった経緯は以下の通りである。嘉永七（一八五四）年に白河郡二子塚村の駒付役小林仲右衛門（箭内名左衛門義直の妻の弟）は名左衛門から金子を借用し、以後連上金の取扱いなど駒付役の御用勤めは名左衛門に任せることになった（表向きは仲右衛門が病身のためということになっている、二〇七四）。翌安政二（一八五五）年八月、仲右衛門は身上向不如意のため役儀が勤め難いとして、名左衛門から一五〇両を受取って同年から一〇年季で駒付役を譲り渡している（二〇六五―一）。しかし、この駒付役の全面譲渡は代官所の認めるところとはならず、同月以後も表向きは仲右衛門が駒付役であり、彼の職務のうち「御糺場御用其外駒一条御用向」は石川郡浅川町の駒付役矢吹茂次右衛門が代行し、名左衛門は仲右衛門代として糺駒の際の駒代金渡し方、分金取立方などを担当した（二〇六三）。そして、安政四年九月に名左衛門は浅川代官所から正式に駒付役に任命され、式人扶持をうけ、苗字帯刀を許可された（二〇六二）。その後、明治四（一八七二）年一二月まで箭内家が同職にあったことが確認できる（但し、明治にはいって役職名は駒方役に変更、二〇二九―一）。

名左衛門は、同役の田村郡中津川村村上氏、白河郡中新城村小針氏、石川郡浅川町矢吹氏とともに、石川郡石川町の駒糺を管轄した。石川町の馬市は石川、白河、田村三郡の幕領村々の馬を扱い、彼が駒付役だった時期には糺は三月下旬に式歳駒を対象に行われ、代金の一五パーセントが運上として徴収された。

明治二年三月時点での名左衛門の持場村は、踏瀬、十軒新田、七軒新田、二子塚、川原田、滑津村上組、滑津村下組、若栗新田、高木、大田輪の各村であった（一九四五）。

### 3 箭内家

箭内家は、もと戦国大名結城氏の家臣で、天正二八（一五九〇）年に結城義親が豊臣秀吉により所領を没収された際に、踏瀬村に来住し帰農したという。そして、寛永年間で降踏瀬村検断を勤めて苗字御免となり、慶安年間で降検断、庄屋両役を勤め、宝曆九（一七五九）年以降苗字帯刀御免となったが、文化六（一八〇九）年以降苗字帯刀は差し止められた（「箭内氏系図」、箭内健次氏所蔵および二六九〇）。その後、安政四（一八五七）年駒付役就任の時に、再び苗字帯刀御免となり、二人扶持を与えられている。残された史料でみる限り、箭内家は代々踏瀬村庄

屋、踏瀬宿問屋、検断を世襲している。なお、箭内家系図のうち、確かだと思われる部分を附図として解題の最後に掲げた。

箭内家は、寛政一〇（一七九八）年二八石六斗八升一合、天保六（一八三五）年二八石一斗八升、文久三（一八六三）年三〇石、明治三（一八七〇）年三〇石五升五勺の土地を所持しており、一貫して村内一、二の高持であった。また、他に多くの山林も所持していた。

同家は、天保九（一八三八）年八月に白河郡二子塚村小林氏から酒造株を譲受け、酒造米高七〇石の規模で酒造を開始し（二六五四）、少なくとも明治二二年までは酒造を続けていたことがわかる（一八六七）。

また同家は、質屋の看板は掲げていなかったものの、地域の有力農民のご多分に漏れず、近隣の農民相手に金貸をおこなっていた。

## 文書の配列と概要

### 1 踏瀬村（明治九年まで）、踏瀬新田村、十軒新田村、七軒新田村、二子塚村、踏瀬村（明治一〇年以降）

これらの各大項目は、『目録（その一）』にその中心部分が収められており、本目録ではそこから漏れた分を追補的に収めた。したがって、中・小項目の編成も『目録（その一）』に従っている。ただ、「踏瀬村（明治九年まで）」の「村政」の小項目「村借」、「若者組・芝居」、「他村関係」と中項目「踏瀬小学」、「踏瀬新田村」の中項目「村政」、「十軒新田村」の中項目「村政」、「七軒新田村」の中項目「村政」、「踏瀬村（明治一〇年以降）」の中項目「踏瀬小学」の各項目は本目録で新たに設けたものである。

踏瀬小学は、明治七（一八七四）年踏瀬、大和久両村を一学区として踏瀬村に小学校の設置が命じられたことにより、同年八月一二日に開校した。その後、踏瀬村は太田川小学へ、大和久村は矢吹村小学へ合併すべき旨の達により、明治一〇年三月二日太田川小学踏瀬分校となった。しかし、太田川小学と踏瀬分校とは校費賦課金等も別であり、学資金もそれぞれ別個に備えているので、踏瀬小学として独立したい旨明治一三年四月以降願い出しており、明治一五年六月太田川小学からの分離が認められて踏瀬小学（校）と称した。また、それまでは村内の慈眼寺を仮校

舎にあてていたが、明治一五年村民から寄付金を募って校舎を新築した。箭内名左衛門は、明治七、八年学校世話役（方）兼務、同八、九年学校世話掛、明治一六年学務委員などを勤め、また踏瀬村用掛、戸長としても学校事務に関わっている。

## 2 踏瀬宿

踏瀬宿については、「宿勤」、「助郷」、「触・達等」、「他宿」の四つの中項目を立てた。「宿勤」と「助郷」とは明確に区分しにくいところもあるが、宿と助郷の人馬が問屋、検断の指揮の下に一体となって継立をおこなっているような場合には「宿勤」に配し、逆に助郷村々の宿に対する独自性が前面に出て宿と争論をしたり議定を結んだりしている場合には「助郷」に配した。

「昇役」とは、遠方の助郷村が正人馬勤めが困難な場合に、代銭で役を勤めることをいう。

## 3 駒付役

ここでは、駒付役の職務の主要な柱である駒改、羅駒、種駒・種駒代金の貸付けの三者を中心に中項目を編成した。

## 4 箭内家

中項目「金銭出入」のなかの「金銭貸借」と「金銭出入」の関係だが、金を貸して利子をとるという金貸経営的な側面が強いものは「金銭貸借」に、それ以外の諸種の金銭出入は「金銭出入」に、ということでおおまかに分類した。ただし、箭内家は質屋の看板を掲げて営業していたわけではないので、両者の区別は完全にはつげにくく、両項目は併せ参照していただきたい。また、「金銭出入帳」や「大宝恵」と題された経営帳簿は「金銭出入」に配した。

「郵便馬車会社」、「内国通運会社」について。明治五（一八七二）年に宿駅制度、助郷制度が廃止され、交通運輸事業は民営化された。そして、郵便馬車会社の時期を経て、明治八年三月、旧飛脚問屋が中心となり、政府のバックアップを得て、全国規模の交通運輸会社である内国通

運会社が発足した。そして、箭内名左衛門はその分社を営んだ。つまり、明治五年以降も箭内家は交通運輸に関わったのであるが、その関わり方は近世における宿の問屋、検断という公的な立場からのものとは異なり、会社組織の一員という私的な立場からのものであった。したがって、具体的な職務内容においては連続性が強いとはいえ、郵便馬車会社、内国通運会社関係の史料は「踏瀬宿」のなかにはなく、「箭内家」のなかに中項目として立てた次第である。

「積金同盟会」、「踏瀬信用購買販売組合」について。積金同盟会は、明治三、四〇年代に活動した貯蓄組合で、箭内名左衛門はその中心人物だったようである。

無限責任踏瀬信用購買販売組合は、明治四一年一月に川崎村踏瀬部落の共有金や共有地からの収益金を元本に設立された産業組合で、昭和一〇年代前半まで活動を続けた。名左衛門は組合長であった。

「蔵書」について。本目録では、木板または活字を用いて印刷された史料は表題の最後に「板」と示したが、「蔵書」の項に収めた史料は印刷されたものが多数を占めるので、いちいち「板」とは示さず、逆に手書きのものを「写」として区別した。

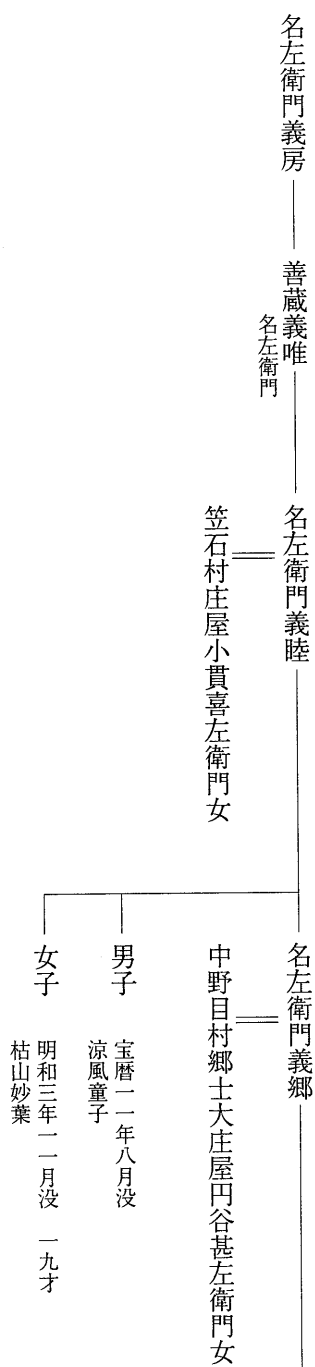
## 5 用 状 等

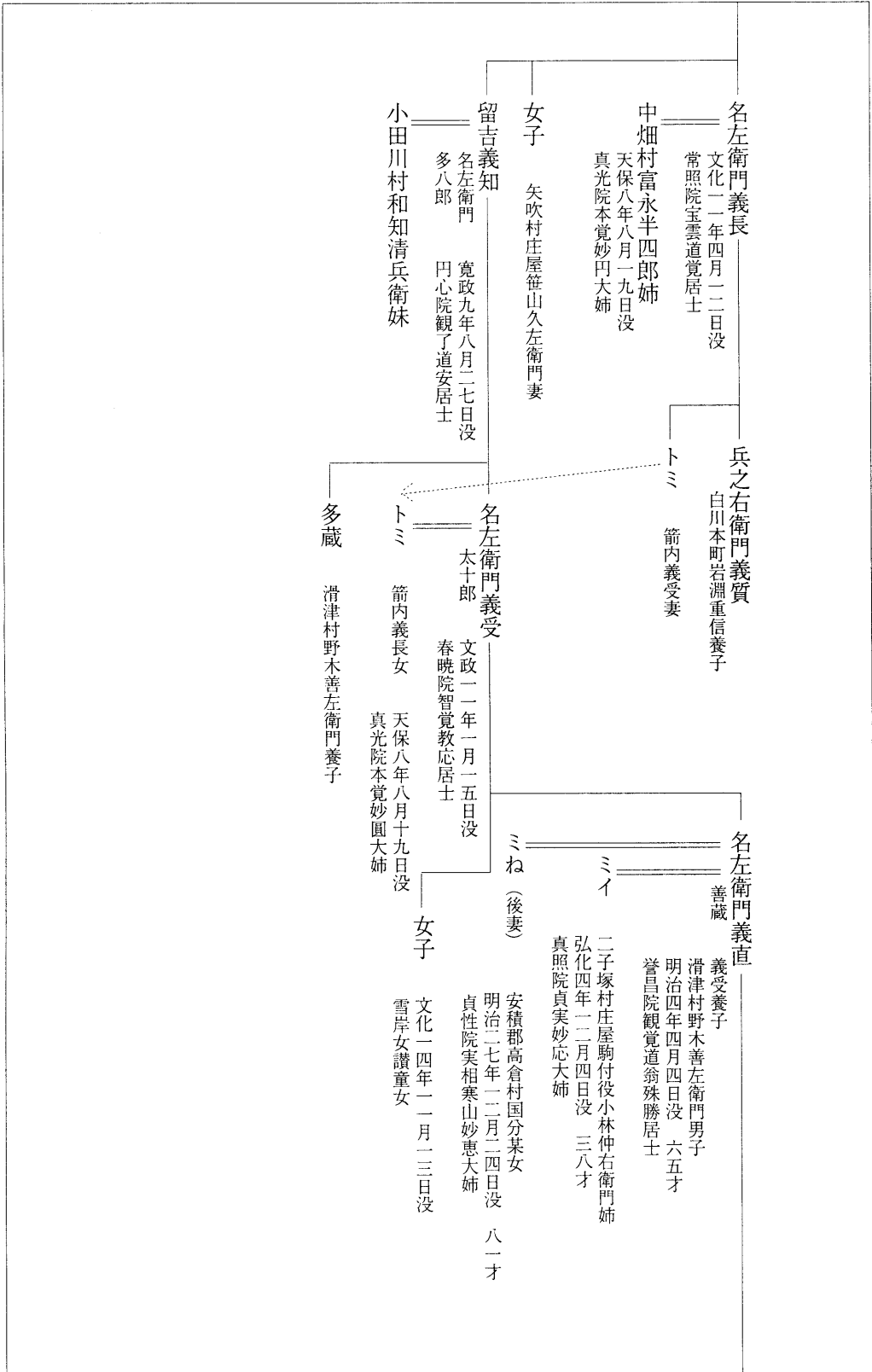
ここには、『泉崎村史』編纂の際の史料調査でも未整理のまま残された用状等を収めた。用状は、本来ならばその内容を検討した上で、庄屋の職務に関するものは「踏瀬村」に、問屋の職務に関するものは「踏瀬宿」に、というように各大項目中に配さなければならないのだが、今回は時間的制約により史料内容にまで踏み込んだ整理ができなかったため、便宜的に「用状等」という独立の大項目を立てた。ここに収めた史料については、後日より緻密な再整理を期したい。

(付記) 本目録の作成は渡邊尚志が担当した。



附圖・箭内家系圖





名左衛門義方

他十郎

安政二年一月一日没 三二才

見晃院宝惠乘覺居士

ヤス

太田川村問屋石射弥次右衛門女

明治二七年四月一四日没 七三才

西光院観学貞心妙阿清大姉

名左衛門義信

保太郎

天保一三年四月生

芳之助

明治二三年五月二日没 四八才

明徳院承安道暁義信居士

ハシ

滑津村野木安右衛門女

昭和二年九月一〇日没 八六才

明寿院貞福勝胖妙善大姉

達之助

弘化四年二月二五日後 五才

クラ

小田川村佐藤柳作妻

のち柳作弟秀之助と再婚

その後三神村須乘酒井喜兵衛と再婚

タキ

中畑村小針東五郎妻

武三郎

小田川村佐藤平九郎養子